

要緊急安全大規模建築物の耐震診断結果の公表一覧

建築物の名称①	建築物の名称②	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
高萩市立 高萩小学校	校舎 ④ー1	高萩市安良川1048	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.05$ (0.79/0.75) $CT \cdot SD=0.82$	—	—	
	校舎 ④ー2		小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.12$ (0.84/0.75) $CT \cdot SD=0.68$	—	—	
	校舎 ⑧ー1,2,3		小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.08$ (0.81/0.75) $CT \cdot SD=0.44$	—	—	
高萩市立 高萩中学校	校舎 ⑯ー1,2	高萩市高浜町1-77	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.01$ (0.761/0.75) $CT \cdot SD=0.76$	—	—	
	校舎 ⑲ー1,2		中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.00$ (0.757/0.75) $CT \cdot SD=0.58$	—	—	
	渡り廊下棟		中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.428$ (1.0/0.7) $CT \cdot SD=0.31$	—	—	

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996 年版、2011 年版)		$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」及び「第 3 次診断法」(1990 年版)		$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$
				$1.25 < C_T \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」及び「第 3 次診断法」(2001 年版)		$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」及び「第 3 次診断法」(1997 年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
	鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
「屋内運動場等の耐震性能診断基準」		$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法		—	—	確認できる

I. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。